

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の負傷は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人はタクシーの運転業務に従事していたところ、泥酔した男（以下「加害者」という。）と乗車の拒否を巡りトラブルとなり負傷した。

請求人は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

タクシー運転手として客待ち中に発生したものであり、業務上である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

本件災害は、請求人が加害者に注意をした業務行為を発端としていることは認められるが、加害者を追いかけて、捕まえようとした行為は職務上の範囲を超えているものであり、業務との間に相当因果関係を認めることは出来ない。

4 審査官の判断

本件災害は、請求人が泥酔した加害者の乗車を拒否したことを発端として発生したものである。

請求人が加害者の乗車を拒否したこと、車の損傷を防ぐために加害者を車から遠ざけようとしたことには、合理的理由があり、業務の遂行上必要な行為であったと認められる。

加害者から暴力を受けた後に、加害者を追いかけた距離もわずかであり、著しく業務の範囲を逸脱したとはいえ、さらに、加害者を押しとどめようとした行為についても、必要以上に加害者を刺激し、または挑発したともいえないため、通常業務の範囲内と認められる。

以上から、本件災害は業務に起因する災害と認めるのが相当である。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。